

(別添)

監 第 1012 号
検 第 1082 号
令和 5 年 3 月 13 日

受 注 者 殿

茨城県土木部長

建設業退職金共済制度に係る掛金収納及び充当の確認について

このことについて、電子申請方式の導入と適正な履行確保のため、従来の確認方法を下記の通り改正し、令和 5 年 1 0 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用することとしますのでご協力願います。

記

1 確認する書類

1 件の請負代金額 5 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の工事とする。

2 掛金納付の考え方

(1) 退職金共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙」という。）の購入額は次の式から算定した額を標準とする

総工事費×共済証紙の購入率×対象工事における労働者の建退共加入率÷70

(2) この式において、総工事費は請負代金と無償支給材料評価額の合計額とし、共済証紙の購入率は下表に掲げる値とする。

総工事費	工事種別	土木					
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他土木
0 ～	9,999千円	3.5/1,000	3.5/1,000	4.5/1,000	4.1/1,000	3.7/1,000	4.1/1,000
10,000 ～	49,999千円	3.3/1,000	3.2/1,000	3.6/1,000	3.8/1,000	2.8/1,000	3.6/1,000
50,000 ～	99,999千円	2.9/1,000	2.8/1,000	2.8/1,000	3.1/1,000	2.7/1,000	3.1/1,000
100,000 ～	499,999千円	2.3/1,000	2.1/1,000	2.1/1,000	2.5/1,000	1.9/1,000	2.3/1,000
	500,000千円以上	1.7/1,000	1.6/1,000	1.9/1,000	1.8/1,000	1.7/1,000	1.8/1,000

総工事費	工事種別	建築		設備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
0 ～	9,999千円	4.8/1,000	3.2/1,000	2.9/1,000	2.2/1,000
10,000 ～	49,999千円	2.9/1,000	3.0/1,000	2.1/1,000	1.7/1,000
50,000 ～	99,999千円	2.7/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000
100,000 ～	499,999千円	2.2/1,000	2.1/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000
	500,000千円以上	2.0/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000

※対象工事における労働者の建退共加入率が 70%と仮定して算出している。
※工事種別は「建設工事受注動態統計調査（国土交通省）」による分類を使用している。

- (3) 受注者は、建設現場ごとの元請・下請を含めた対象労働者及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要数を購入すれば十分であるが、的確な把握が困難な場合には、上記共済証紙購入標準額の考え方に従い購入するものとする。

3 掛金収納及び掛金充当報告

- (1) 受注者は、請負契約締結後 30 日以内（電子申請方式は 40 日以内）に別紙「掛金収納書提出用台紙（様式第 033 号）」（電子申請方式は「掛金収納書（電子申請方式）」（別紙 1））を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事の完成時には、別紙「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）」を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。

4 下請負人への支給等

- (1) 下請工事に相当する共済証紙は、原則として受注者が購入して下請負人に交付する。
- (2) 書面申請方式において、下請工事代金に掛金相当額を含めた場合には、掛金収納書提出用台紙には受注者の掛金収納書のほか、下請負人の掛金収納書も添付すること。

5 その他

- (1) 1 件の請負代金額 500 万円未満の工事についても適正な履行に努める。
- (2) 下請負に付する場合は、下請負人の建退共制度への加入及び共済証紙貼付を促進するよう指導する。
- (3) 共済証紙は原則として本県内の金融機関を通じて購入する。
- (4) 適正な履行を確認するため、必要に応じて工事別共済証紙受払簿や労働者の建設業退職金共済手帳等の関係書類の提出を求める場合がある。